①　主任技術者については、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。

・技術提案書で提案された工法による橋梁基礎の施工

　ただし、すべての工法での実績を有さない場合は、主たる工法による実績とする。なお、主たる工法とは、現場での施工基数が最も多い工法とする。

・市街地（ＤＩＤ相当）における橋梁基礎工事の施工

　ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）

②　監理技術者については、以下のア～ウのすべての要件を満たすこと。

ア　建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　以下のいずれかの資格取得者又は認定された者であること。

１）１級土木施工管理技士

２）技術士（建設部門）

３）１）、２）と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ウ　平成13年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・技術提案書で提案された工法による橋梁基礎の施工

　ただし、すべての工法での実績を有さない場合は、主たる工法による実績とする。なお、主たる工法とは、現場での施工基数が最も多い工法とする。

・市街地（ＤＩＤ相当）における橋梁基礎工事の施工

③　専任の主任技術者又は専任の監理技術者が、主たる工法以外の実績を有さない場合は、主たる工法以外の施工期間中、以下の要件を満たす専任の技術者を配置すること。

・専任の主任技術者又は専任の監理技術者が実績を有さない工法による橋梁基礎の施工を、平成13年度以降に、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、完工した実績を有すること。

⑸　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑺　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

３　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当たっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成に当たっては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の２段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

４　落札方式に関する事項

⑴　２次審査を受ける技術提案者の選定

①　総合評価の方法　２次審査を受ける技術提案者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、技術提案書の内容が最低限の要件を満足しない場合は２次審査を受ける技術提案者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。

②　選定方式

ア　３⑵により技術提案者から提出された１次最終技術提案書及び工事費内訳書の総額から４⑴①によって得られた１次評価値の高い順に上位３者を２次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、又は技術提案者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を２次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。

イ　アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者を２次審査を受ける技術提案者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける技術提案者を決定する。

③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は以下のとおりである。

ア　構造に関する更なる工夫

イ　施工に対する更なる工夫

ウ　周辺環境に対する更なる工夫

⑵　落札者の選定

①　総合評価の方法　落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑵③に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「２次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

②　選定方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑵①によって得られた２次評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって、入札した他の者のうち、２次評価値が最も高い者を落札者とする。